

新 旧 対 照 表

新

高知県多機能型保育支援事業費補助金交付要綱

第1条～第13条 略

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月22日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5号から第8号、第8条、第9条、第10条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則 略

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

旧

高知県多機能型保育支援事業費補助金交付要綱

第1条～第13条 略

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月22日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5号から第8号、第8条、第9条、第10条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則 略

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の前においても行うことができる。